

福岡県環境影響評価条例施行規則（平成十一年福岡県規則第四十七号） 新旧対照表

改正案	現行
<p>目次 第一章～第七章（略） 第八章 雑則（第五十三条―第六十二条） 附則</p> <p>（環境影響評価に係る書類等の公開の期間）</p> <p>第六十一条 条例第四十九条の規則で定める期間は、同条各号に掲げる手続の区分に応じ、当該各号に定める書類について同条の規定による同意を得た日から起算して三十年を経過する日までの期間とする。</p> <p>（適用除外） 第六十二条（略）</p>	<p>目次 第一章～第七章（略） 第八章 雑則（第五十三条―第六十一条） 附則</p> <p>（新設）</p> <p>（適用除外） 第六十一条（略）</p>